

設楽町で  
県下で最大

## 国保料、子どもの均等割 軽減条例の成立

### 18歳まで5割軽減！

設楽町では、12月議会最終日の17日、国保料の子供の均等割りを軽減する「国保条例の一部改正」が全会一致で可決成立しました。

これにより、0歳から18歳（その年度に18歳になる人）までの年齢の人は国保料均等割が半額（1/2）に軽減されます。来年度から実施されます。

国民健康保険料は、表に示す合計額で決められますが、均等割を負担する人数に、生まれた際の赤ちゃんからおとなまでもが含まれます。世帯の子供分まで保険料を負担する制度は、国民健康保険だけにしかなく、他の保険にはありません。

設楽町は、この制度を導入することにともない、減収する保険料総額は概ね100万円程度を見込んでいますので、その補填財源として、一般財源からの子育て支援を目的とする繰入金で対応する予定です。

共産党の田中邦利議員は、「子どもが多いほど保険料が高くなる国保の『子供の均等割り』の仕組みは、子育て支援に逆行する。」と指摘し、廃止を求めてきました。町もこのことには理解を示し、今回の軽減措置を実現するに至りました。

#### 国保料(医療分)算定の構成要素

※国保料の納入総額は他に後期高齢者支援分と介護分が合算されます

所得割	所得額に料率をかけた額
均等割	加入者1人あたりにかかる金額
平等割	1世帯につきかかる金額



#### 【その他県下で実現している自治体】

市町村	減免内容
一宮市	18歳未満の者に係る均等割額の3割を減免
大府市	18歳以下(18歳は、18歳になって最初の3月31日まで)の子どもがいる世帯について、1人目均等割を20%減額、2人目以降均等割を50%減額 ※低所得者に係る均等割・平等割の軽減措置を受けている世帯は、軽減後の均等割額から減額
田原市	未就学児(賦課期日の前日において満6歳未満)について均等割の3割を減免

12月議会で前進した要求など、自治体部までお知らせ下さい。